

軽自動車税 重課税率適用年度早見表

初度検査年月	重課開始時期
～平成 14 年 (※欄外参照)	平成 28 年度
平成 15 年 (※欄外参照)	平成 29 年度
平成 15 年 10 月 ～平成 16 年 3 月	平成 29 年度
平成 16 年 4 月～平成 17 年 3 月	平成 30 年度
平成 17 年 4 月～平成 18 年 3 月	平成 31 年度
平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月	平成 32 年度
平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月	平成 33 年度
平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月	平成 34 年度
平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月	平成 35 年度
平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月	平成 36 年度
平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月	平成 37 年度
平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月	平成 38 年度
平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月	平成 39 年度
平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月	平成 40 年度
平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月	平成 41 年度
平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月	平成 42 年度
平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月	平成 43 年度

○ 平成 28 年度課税分から重課となるのは、平成 14 年 12 月 31 日以前に最初の新規検査をした車両（自動車検査証に記載されている初度検査年月が「平成 14 年」以前の記載がある）となります。

※ 自動車検査証の様式変更が行われた平成 15 年 10 月 14 日前に最初の新規検査を受けた車両は、年までの記載しかないため、その年の 12 月に検査を受けたものとみなすことになります。（地方税法等の一部を改正する法律附則第 14 条第 2 項）

例：平成 14 年 → 平成 14 年 12 月

平成 15 年 → 平成 15 年 12 月